

農業ITシステムで用いる農作業の名称に関する個別ガイドライン（第4版）

〔 令和2年5月22日
官民データ活用推進基本計画
実行委員会報告 〕

改定履歴

版	更新日	更新概要
1	平成27年3月31日	新規策定
2	平成28年3月31日	標準的な農作業として、157項目の名称を掲載。
3	平成29年3月10日	標準的な農作業として、258項目の名称を掲載。また、農作物毎の農作業名を掲載するとともに、様々な作業名（シソーラス）と標準的な作業名の関係を整理。
4	令和2年5月22日	標準的な農作業として整理した273項目（「その他」の項目を含む。）に一意的コードを付与。

1. ガイドラインの目的等

1.1 背景・目的

我が国の農業分野においては、大規模経営体を中心に生産管理の効率化等の有力な手段として IT(Information Technology)の利活用が進みつつあり、それに伴って、異なる農業 IT システム間でデータを共有・比較するなど、いわゆる、農業情報の相互運用性・可搬性の確保に対するニーズが高まっているところである。また、農業情報の相互運用性・可搬性が確保されれば、農業 IT システムから得られた情報をビッグデータ解析することにより、新サービスや新事業の創出につながることも期待される場所である。

以上のような状況を踏まえ、農業情報の相互運用性・可搬性の確保を目的として、農業 IT システムの現状把握を行い、優先的に標準化に取り組むべきと考えられる項目として「農作業の名称」を抽出した（「農業情報創成・流通促進戦略に係る標準化ロードマップ」参照。）。

本ガイドラインは、国内の農業 IT システムで用いる農作業の名称について規定するとともに、関連項目についても参考情報として記述するものである。

1.2 農作業の名称とは

農作業の名称とは、国内の農業 IT システムで用いる農作業に関する用語として、標準として用いることが望ましい基本的な項目のことをいう。例えば、育苗・耕起・定植・防除・収穫等、農作物の栽培から収穫に至るまでの一連の基本的な作業ごとの名称である。

1.3 農作業の名称の標準化の意義

農作業情報や作物の生育に関する情報の記録・管理等を行う多種多様な農業 IT システムで使用される農作業の情報に関しては、各農業 IT ベンダー間で用語の標準化がなされておらず、生産者が個々に入力・作成している状況であり、同じシステムであってもユーザ間で名称・定義が異なることから互換性が十分に確保できていない。また、同一の作業を示す場合であっても表現が異なる場合も存在する。

そこで、農作業の用語について、標準として用いることが望ましい基本的な用語をガイドラインとして示すとともに、これを普及することにより、農作業情報の相互運用性等の確保に寄与していくものと考えられる。

1.4 ガイドラインの対象範囲

本ガイドラインは、農業 IT ベンダーが生産者向けに提供する農業 IT システムで用いる農作業の名称を対象とする。

1.5 ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、本格運用版（第3版）策定後、有識者の意見等を踏まえ、第4版として策定したものである。

2. 農作業の名称に関するガイドライン

2.1 農作業の名称の整理

2.1.1 基本表

農林水産省で実施している「農業経営統計調査」で用いられている用語、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所で構築された「農作業基本オントロジー」に収録されている用語及び「日本農業シソーラス」を参考として、基本表のとおり整理した。

2.1.2 農作物別農作業名

農作物別（生産費統計等の調査品目を対象）の農作業の名称を整理した。

2.1.3 シソーラス

様々な作業名（シソーラス）と標準的な作業名の関係を整理した。

2.1.4 コード付与

標準的な農作業の名称として整理した273項目（別途策定している粗飼料生産に係る作業名を合わせると307項目）に一意のコードを付与した。

2.2 ガイドラインの運用

農作業に関する情報の記録・管理等を行う農業ITシステムを提供する企業、研究機関等は、システムの構築・バージョンアップを行う際に、本ガイドラインに準じた用語をあらかじめシステムに登録しておくことや、利用者に対し本ガイドラインに準じた用語の使用を推奨することが望ましい。

また、農作業に関する情報の記録・管理等を行う農業ITシステムを利用する農業経営体は、本ガイドラインに準じた用語を使用することが望ましい。

2.3 留意事項

本ガイドラインは、今後、有識者の意見等も踏まえ、適宜更新を行う。